

# 第1回合併協議会 会議資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

# 第1回 高富町・伊自良村・美山町合併協議会

日 時 平成13年8月13日(月)  
午後1時30分～3時30分  
場 所 高富町役場3階大会議室

1. 開 会
2. 会長・副会長あいさつ
3. 顧 問 あ い さ つ
4. 委 員 委 嘱
5. 委 員 紹 介
6. 幹事及び事務局紹介
7. 議 題

## 報告事項

- 報告第1号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会設置の経緯について
- 報告第2号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約について
- 報告第3号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会規程について
- 報告第4号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会専門部会規程について
- 報告第5号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程について
- 報告第6号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会財務規程について
- 報告第7号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

## 協議事項

- 協議第1号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程について
- 協議第2号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会小委員会規程について
- 協議第3号 平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会事業計画について
- 協議第4号 平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会予算について

## 確認事項

第2回合併協議会開催日程等について

8. そ の 他
9. 閉 会



# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員名簿

平成13年8月1日現在

役職名	氏名	町村名	選出区分	備考
会長	山崎通	高富町	高富町長	
副会長	矢口貢男	美山町	美山町長	
	村橋忠夫	伊自良村	伊自良村長	
委員	村瀬伊織	高富町	高富町議会議長	
	渡辺政勝		高富町議会議員	
	武山和行		高富町議会議員	
	藤岡功		学識経験者	
	杉田實男		学識経験者	
	平野元		学識経験者	
	三井怜子		学識経験者	
	上野登志博	伊自良村	伊自良村議会議長	
	横山善道		伊自良村議会議員	
	川島清夫		伊自良村議会議員	
	山崎雄作		学識経験者	
	船戸繁俊		学識経験者	
	高井克明		学識経験者	
	棚橋壽子		学識経験者	
	長屋孝	美山町	美山町議会議長	
	大西克巳		美山町議会議員	
	小森英明		美山町議会議員	
	河口衛		学識経験者	
	高瀬茂		学識経験者	
	花村進		学識経験者	
石神みち子	学識経験者			
河合正明	岐阜県	学識経験者	地域県民部振興室長	
古川一美		学識経験者	岐阜地域振興局振興課長	

## 顧問

役職名	氏名	備考
岐阜県議会議員	山田忠雄	

## 高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会名簿

平成13年8月1日現在

役職名	氏名	備考
幹事長	横山久生	伊自良村助役
副幹事長	宇野敏勝	高富町助役
	早矢仕英雄	美山町助役
幹事	鷺見平也	高富町収入役
	田中義文	伊自良村収入役
	田垣隆司	美山町収入役
	三輪隆博	美山町参事兼企画財政課長
	鷺見奉子	高富町総務課長
	舩戸時夫	伊自良村総務課長
	長屋義明	美山町総務課長
	嶋井勉	高富町企画課長
	梅田義孝	伊自良村総務課長補佐兼企画財政係長

## 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局職員名簿

平成13年8月1日現在

役職名	氏名	町村名	備考
事務局長	酒向隆	高富町 (岐阜県派遣)	
事務局職員	久保田裕司	高富町	企画調整担当
	上野達也	伊自良村	
	安川英明	美山町	
	吉田直孝	美山町	総務担当
	土田浩司	高富町	記録・広報担当
臨時職員	垣出中雅世		

## 高富町・伊自良村・美山町合併協議会設置の経緯

平成13年

月 日	経 過 内 容
2月21日	山県郡町村合併検討協議会発足
3月5日	郡内町村議会議員による市町村合併に関する研修会開催
3月16日	高富町議会市町村合併特別委員会設置
3月22日	高富町自治会長、伊自良村正・副区長、3町村職員合同研修会開催
4月1日	高富町役場内に市町村合併共同研究室を設置（3町村から職員1名ずつが駐在し市町村合併の研究を始める）
4月11日	高富町議会市町村合併特別委員会開催
4月12日～ 4月13日	先進地視察 ・視察先 香川県（津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会） ・参加者 3町村長、市町村合併共同研究室職員3名、県職員2名
4月18日	高富町自治会長研修会開催
4月23日	先進地視察 ・視察先 兵庫県篠山市 ・参加者 山県郡町村合併検討協議会長、市町村合併共同研究室職員3名
4月24日	美山町町村合併検討協議会発足
4月28日～ 5月3日	高富町校区別自治会研修会開催 （5校区）
5月1日	伊自良村正・副区長、議員、職員合同研修会開催
5月8日	第2回山県郡町村合併検討協議会開催

月 日	経 過 内 容
5月11日	高富町議会市町村合併特別委員会開催
6月7日～ 6月16日	伊自良村町村合併を考える地区別説明会開催 (10地区)
6月18日～ 6月24日	美山町町村合併に関する地区懇談会開催 (7地区)
6月20日	伊自良村町村合併に関する村議会・区長会合同会議開催
6月22日～ 6月23日	高富町自治会長研修(香川県へ視察研修)
6月25日	郡広域政策研究会開催
6月27日	郡町村長会開催
7月3日	第2回美山町町村合併検討協議会開催
7月4日	第3回山県郡町村合併検討協議会開催
7月8日～ 7月14日	高富町市町村合併に関する校區別懇談会開催 (5校区)
7月19日	高富町議会市町村合併特別委員会開催
7月26日	3町村それぞれの議会で高富町・伊自良村・美山町合併協議会設置議案可決
7月31日	山県郡町村合併検討協議会解散
8月1日	高富町・伊自良村・美山町合併協議会設置

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 高富町、伊自良村及び美山町(以下「3町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 3町村の合併に関する協議

(2) 合併特例法第5条の規定による市町村建設計画の作成

(3) 前2号に掲げるもののほか、3町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1高富町役場内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、3町村の長の協議により、3町村の長のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、3町村の長のうちから前条の規定により会長に選任された者を除く2名をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代理する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 3町村の長のうち会長に充てられた者以外の者

( 2 ) 3 町村の議会の議長

( 3 ) 3 町村の議会の議長が、それぞれ 3 町村の議会の議員のうちから指名した者各 2 名

( 4 ) 3 町村の長が協議して定めた学識経験を有する者 1 4 名以内

2 委員は、非常勤とする。

( 顧問 )

第 9 条 3 町村の長の協議により、協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、必要に応じて助言することができる。

3 顧問は、非常勤とする。

( 会議 )

第 1 0 条 協議会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、会長が招集する。

2 会長は、委員の 4 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

( 会議の運営 )

第 1 1 条 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

4 会長は、必要に応じて顧問の出席を求めることができる。

5 会長は、必要に応じて 3 町村の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

( 小委員会 )

第 1 2 条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等をするために小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

( 幹事会 )

第 1 3 条 会議に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

( 専門部会 )

第 1 4 条 第 3 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第 1 5 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、3 町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 経費の負担 )

第 1 6 条 協議会に要する経費は、3 町村の長が協議して負担する。

( 監査 )

第 1 7 条 協議会の出納の監査は、会長の属する町村の監査委員に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

( 財務に関する事項 )

第 1 8 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、3 町村の長が協議して定める。

( 報酬及び費用弁償 )

第 1 9 条 会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償等の額及び支給方法等は、3 町村の長が協議して定める。

( 協議会解散の場合の措置 )

第 2 0 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

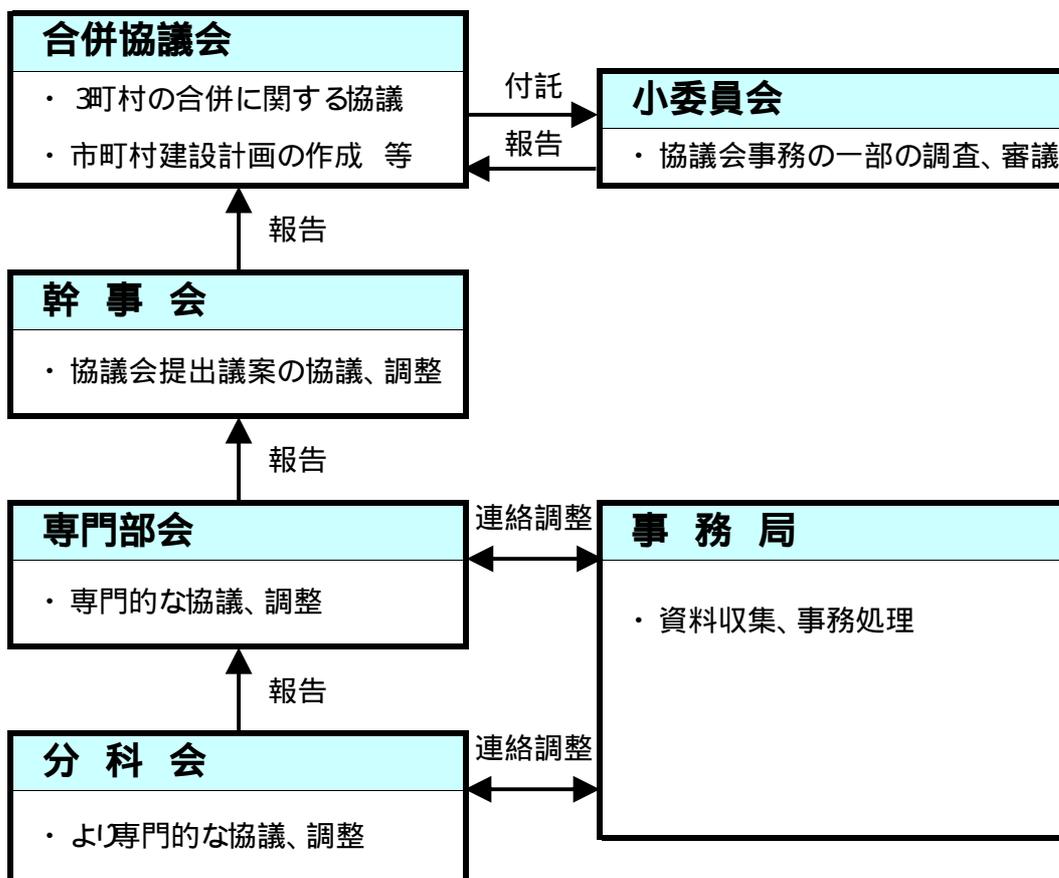
( 補則 )

第 2 1 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

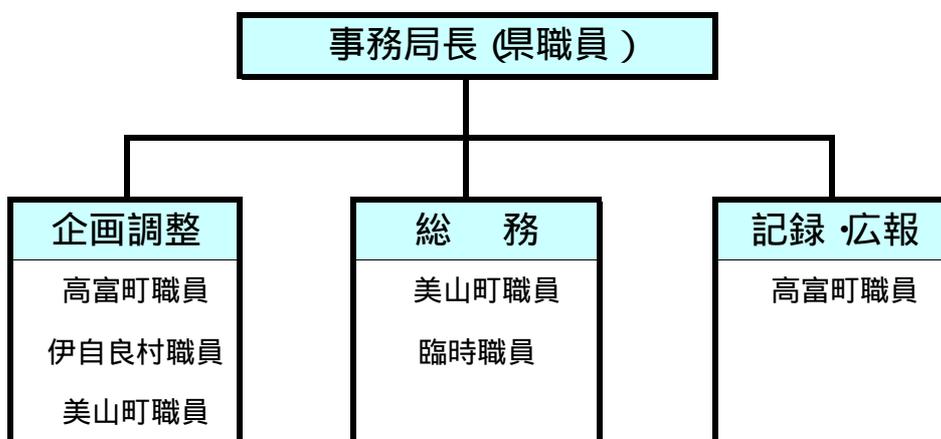
附 則

この規約は、平成 1 3 年 8 月 1 日から施行する。

## 高富町・伊自良村・美山町合併協議会組織図



## 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局体制図



各担当職員は、相互に応援体制を執っていく

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会規程

(平成13年8月1日 制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会への提案事項に関すること。

(2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。

(3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長2名及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事となる者の互選による。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐する。

3 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する順位による副幹事長が幹事長の職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名			
高 富 町	助 役	収 入 役	総務課長	企画課長
伊 自 良 村	助 役	収 入 役	総務課長	総務課長補佐兼 企画財政係長
美 山 町	助 役	収 入 役	総務課長	企画財政課長

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会専門部会規程

(平成13年8月1日 制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会は、高富町、伊自良村及び美山町の常勤の一般職員をもって組織する。

2 専門部会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整するため、専門部会に分科会を置く。

3 専門部会名及び分科会名並びにそれぞれ関係する所管課等及びその構成員については、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 専門部会に、部会長及び副部会長2名を置く。

2 分科会に、分科会長及び副分科会長若干名を置く。

3 部会長及び副部会長2名は、それぞれ構成する分科会の分科会長及び副分科会長の互選により、分科会長及び副分科会長若干名は幹事会が指名する。

(役員職務)

第5条 部会長は専門部会を、分科会長は分科会を代表し、それぞれの会務を総理する。

2 副部会長はそれぞれの部会長を、副分科会長はそれぞれの分科会長を補佐する。

3 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、それぞれの部会長があらかじめ指名する順位による副部会長がその部会長の職務を代理し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、それぞれの分科会長があらかじめ指名する順位による副分科会長がその分科会長の職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 専門部会の会議及び分科会の会議(以下「会議」という。)は、事務局長の要請により、若しくは部会長又は分科会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。この場合において、会議に参加する者は、それぞれの町村の所管課等の長が役員と協議して、その都度決定するものとする。

2 部会長及び分科会長(以下「部会長等」という。)は、それぞれの会議の議長となる。

3 部会長等は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 会議は、必要に応じて関係する部会又は分科会と合同の会議を開催することができる。

( 報告 )

第 7 条 部会長は専門部会の協議経過及び結果を幹事会及び協議会事務局に、分科会長は分科会の協議経過及び結果をそれぞれの専門部会及び協議会事務局に報告するものとする。

( 庶務 )

第 8 条 専門部会又は分科会の庶務は、それぞれの部会長等の属する町村の担当部門が行うものとする。

( 費用弁償 )

第 9 条 第 6 条第 3 項に定める者(開催町村に居住する者を除く。)が、会議に出席したときの費用弁償の額は、1 回につき 1 , 0 0 0 円を支給する。

( 委任 )

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会	分科会	所 管 課 等			構 成 員	
		高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町		
総 務	議 会	議会事務局	総 務 課	議会事務局	所管課等に属する職員 全員	
	一般管理	総 務 課	総 務 課	総 務 課	同 上	
	行政一般	総 務 課	有線テレビ局	総 務 課	総 務 課	同 上
						同 上
	企画財政	企 画 課	総 務 課	企画財政課	同 上	
	税 務	税 務 課	税 務 課	税 務 課	同 上	
	出 納	会 計 課	出 納 室	収 入 役 室	同 上	
厚 生	住民行政	住 民 課	住 民 課	住 民 課	同 上	
	児童福祉	福 祉 課	住 民 課	住 民 課	同 上	
	総合福祉	福 祉 課	福 祉 課	住 民 課	同 上	
	高齢福祉	保 健 課	福 祉 課	住 民 課	同 上	
	保 健	保 健 課	福 祉 課	環境保健課	同 上	
	環 境	環 境 課	住 民 課	環境保健課	同 上	
産建水道	産 業	産 業 課	産 業 課	産 業 課	同 上	
				工業団地開発 対策室	同 上	
	基盤整備	建 設 課	建 設 課	建 設 課	同 上	
	都市計画	都市計画課	建 設 課	建 設 課	同 上	
水 道	水 道 課	建 設 課	水 道 課	同 上		
教 育	学校教育	学校教育課	教 育 課	教 育 課	教育長及び所管課等に 属する職員全員	
	社会教育	社会教育課	教 育 課	教 育 課	同 上	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程

(平成13年8月1日 制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約第15条第3項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 その他の職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会の提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に重要と判断される事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 調定及び支出命令並びに1件につき20万円以下の支出負担行為に関すること。
- (2) 職員の休暇、時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (3) その他軽微な事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第8条 事案を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行う。

2 前項に定めるもののほか、事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する町村の公文書の取扱いの例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管理等は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する町村の職員の例による。

(給与等)

第11条 職員の給与(時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当を除く。)、共済費等については、それぞれの職員の属する町村の負担とする。

2 職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当については、会長の属する町村の職員の例により協議会が支給する。

3 職員の旅費については、会長の属する町村の職員の例により協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

高富町・伊自良村・美山町合併協議会起案用紙

			保 存 期 間		決 裁 区 分		
			永・10・5・3・1		会 長 事 務 局 長		
起 案	年 月 日		起 案 者	職			
決 裁	年 月 日			氏 名			
施 行	年 月 日						
会 長	事 務 局 長	事 務 局 員					
件 名							
文書公開区分	公 開 ・ 部 分 公 開 ・ 非 公 開						
非公開理由							
非公開部分	-----						

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

別表（第9条関係）

1. 名称	高富町・伊自良村 ・美山町合併協議 会長の印	高富町・伊自良村 ・美山町合併協議 会長職務代理者の 印	高富町・伊自良村 ・美山町合併協議 会事務局長の印																																																																						
2. ひな形	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>議</td><td>山</td><td>自</td><td>高</td></tr> <tr><td>会</td><td>町</td><td>良</td><td>富</td></tr> <tr><td>長</td><td>合</td><td>村</td><td>町</td></tr> <tr><td>之</td><td>併</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>印</td><td>協</td><td>美</td><td>伊</td></tr> </table>	議	山	自	高	会	町	良	富	長	合	村	町	之	併	・	・	印	協	美	伊	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>代</td><td>議</td><td>山</td><td>自</td><td>高</td></tr> <tr><td>理</td><td>会</td><td>町</td><td>良</td><td>富</td></tr> <tr><td>者</td><td>長</td><td>合</td><td>村</td><td>町</td></tr> <tr><td>之</td><td>職</td><td>併</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>印</td><td>務</td><td>協</td><td>美</td><td>伊</td></tr> </table>	代	議	山	自	高	理	会	町	良	富	者	長	合	村	町	之	職	併	・	・	印	務	協	美	伊	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>長</td><td>議</td><td>山</td><td>自</td><td>高</td></tr> <tr><td>之</td><td>会</td><td>町</td><td>良</td><td>富</td></tr> <tr><td>印</td><td>事</td><td>合</td><td>村</td><td>町</td></tr> <tr><td>務</td><td>併</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>局</td><td>協</td><td>美</td><td>伊</td><td></td></tr> </table>	長	議	山	自	高	之	会	町	良	富	印	事	合	村	町	務	併	・	・		局	協	美	伊	
議	山	自	高																																																																						
会	町	良	富																																																																						
長	合	村	町																																																																						
之	併	・	・																																																																						
印	協	美	伊																																																																						
代	議	山	自	高																																																																					
理	会	町	良	富																																																																					
者	長	合	村	町																																																																					
之	職	併	・	・																																																																					
印	務	協	美	伊																																																																					
長	議	山	自	高																																																																					
之	会	町	良	富																																																																					
印	事	合	村	町																																																																					
務	併	・	・																																																																						
局	協	美	伊																																																																						
3. 寸法	1.8 cm × 1.8 cm	1.8 cm × 1.8 cm	1.8 cm × 1.8 cm																																																																						
4. 書体	古印体	古印体	古印体																																																																						
5. 用途	会長名をもって発 する文書用	会長職務代理者名 をもって発する文書 用	事務局長名をもっ て発する文書用																																																																						
6. 個数	1	1	1																																																																						

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会財務規程

(平成13年7月26日 協議)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約第18条の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、高富町、伊自良村及び美山町(以下「3町村」という。)の負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに3町村の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(予算の内容等)

第4条 協議会の予算の内容は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び一時借入金とする。

2 前項の規定による歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び一時借入金並びに事故繰越及び予備費の取扱いについては、地方公共団体の例による。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

( 予算の流用及び充用 )

第 6 条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

( 出納及び現金の保管 )

第 7 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長の定める銀行その他の金融機関に預け入れるものとする。

( 協議会出納員 )

第 8 条 会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

( 収入及び支出の手続等 )

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、合議に関する手続を除き、会長の属する町村の例による。この場合において、会長の属する町村の規則又は規程その他例規(以下「規則等」という。)を準用するときは、規則等中「町長」又は「村長」とあるのは「会長」と、「課等の長」とあるのは「事務局長」と、「収入役」とあるのは「協議会出納員」と読み替えるものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。ただし、コンピューター処理をする場合の取扱いについては、この限りでない。

( 1 ) 予算差引簿

( 2 ) その他必要な簿冊

( 決算等 )

第 10 条 会長は、毎会計年度終了後 3 か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを 3 町村の長に送付しなければならない。

( 委任 )

第 11 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財産及び契約その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町村の例により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回」と読み替えるものとする。
- 3 会長は、この規程の施行日以降第1回協議会の開催日までの間における収入すべき歳入の調定及び執行すべき事務に係る費用の支出については、この規程による手続きにより、これを行うことができる。
- 4 会長は、前項の規定により、収入又は支出した場合には、その内容を明らかにして第1回協議会に報告しなければならない。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
負担金	負担金	負担金
国県支出金	国庫支出金	国庫補助金
	県支出金	県補助金
繰越金	繰越金	繰越金
諸収入	諸収入	諸収入

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
運営費	会議費	会議費
	事務費	事務費
事業費	事業推進費	事業推進費
予備費	予備費	予備費

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成13年7月26日 協議)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約(以下「規約」という。)第19条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員、顧問及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額、支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等(規約第8条第1号に規定する委員を除く。)が会議等に出席したときの報酬の額は、1日につき6,000円とする。ただし、現金出納の検査の場合においては、この限りでない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等(開催町村に居住する委員を除く。)が会議等に出席したときの費用弁償の額は、1回につき1,000円とする。

2 協議会委員等が協議会の職務を行うため、高富町、伊自良村及び美山町以外の区域に出張したときの費用弁償は、会長の属する町村の議会議員の例により支給する。

3 協議会委員等が協議会の経費以外の経費から旅費の支給を受ける旅行にあっては、正規の費用弁償額のうち協議会の経費以外の経費から支給される費用弁償額に相当する額は、これを支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程（案）

（平成 年 月 日 議決）

（趣旨）

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努める。

（会長等の責務）

第3条 会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進める。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

（会議録）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製する。

（1）開催の日時及び場所

（2）出席及び欠席委員等の氏名

（3）議題及び議事の要旨

（4）その他議長が必要と認めた事項

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議に提出された文書は原則公開とし、閲覧に供することにより行う。

2 前項の規定による閲覧の方法については、議長が別に定める。

(規律)

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会小委員会規程（案）

（平成 年 月 日 議決）

（趣旨）

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等をする。

（委員）

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員のうちから指名する。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（会議）

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

（会議の運営）

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（関係者等の出席）

第7条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第8条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果を、随時協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第9条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

（費用弁償）

第10条 第7条に定める者（開催町村に居住する者を除く。）が、会議に出席したときの費用弁償の額は、1回につき1,000円を支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

## 平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会事業計画（案）

協議会の開催（月1回）

- ・協議会の会議は、原則として毎月1日に開催する（休日等の場合は翌執務日）

小委員会の開催（別途協議）

幹事会の開催（随時）

専門部会・分科会の開催（随時）

先進地視察（1回）

情報提供の実施

- ・機関誌の発行（毎月1日）
- ・ホ - ムペ - ジの開設・運営

将来構想策定（住民アンケート・基礎調査）

その他協議のために必要な事項

基本的協議事項

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産及び債務の取扱い

合併特例法に規定されている協議事項

- 6 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い

その他協議事項

- 10 特別職の職員の身分の取扱い
- 11 条例、規則等の取扱い
- 12 事務機構及び組織の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料・手数料の取扱い
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 各種団体への補助金、交付金等の取扱い
- 17 町、字の区域及び名称の取扱い
- 18 慣行の取扱い
- 19 電算システムの取扱い
- 20 各種事務事業の取扱い
  - 20 - 1 自治会、広報・広聴事業
  - 20 - 2 情報公開、行政改革関係事業
  - 20 - 3 防災、消防、防犯関係事業
  - 20 - 4 地域情報化関係事業
  - 20 - 5 国民健康保険事業
  - 20 - 6 福祉関係事業
  - 20 - 7 保健関係事業
  - 20 - 8 環境関係事業
  - 20 - 9 産業関係事業
  - 20 - 10 建設関係事業
  - 20 - 11 都市計画関係事業
  - 20 - 12 下水道関係事業
  - 20 - 13 上水道関係事業
  - 20 - 14 学校教育関係事業
  - 20 - 15 社会教育関係事業
  - 20 - 16 社会体育関係事業
  - 20 - 17 その他協議が必要な事業
- 21 新市建設計画に係る事項
- 22 その他協議が必要な事項

## 平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会予算（案）

（平成 年 月 日 議決）

平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 翌年度以降へ債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第3条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成13年8月13日

高富町・伊自良村・美山町合併協議会  
会長 高富町長 山崎 通

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
将来構想策定業務委託	平成13年度から 平成14年度まで	平成14年度	6,000千円
例規策定調査委託	平成13年度から 平成14年度まで	平成14年度	9,000千円
電算システム構築調査委託	平成13年度から 平成14年度まで	平成14年度	25,000千円

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		31,999
	1 負担金	31,999
2 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳入合計		32,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 運営費		16,551
	1 会議費	3,130
	2 事務費	13,421
2 事業費		15,049
	1 事業推進費	15,049
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳出合計		32,000

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	31,999		
2 諸収入	1		
歳入合計	32,000		

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	負担金	その他	
1 運 営 費	16,551						16,551
2 事 業 費	15,049						15,049
3 予 備 費	400						400
歳 出 合 計	32,000						32,000

2 歳入

(款) 1 負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	31,999			1 町村負担金	31,999	高富町 13,926 伊自良村 7,963 美山町 10,110
計	31,999					

(款) 2 諸収入

(項) 1 諸収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 諸収入	1			1 預金利子	1	預金利子
計	1					

### 3 歳出

#### (款) 1 運営費

##### (項) 1 会議費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	負担金	その他				
1 会議費	3,130						3,130	1 報酬	1,668	協議会委員報酬
								9 旅費	206	協議会委員費用弁償 小委員会委員費用弁償
								11 需用費	248	消耗品費 食糧費
								13 委託料	1,008	会議録作成委託料
計	3,130						3,130			

#### (款) 1 運営費

##### (項) 2 事務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	負担金	その他				
1 事務費	13,421						13,421	3 職員手当等	5,000	時間外勤務手当
								8 報償費	19	謝礼
								9 旅費	896	普通旅費
								11 需用費	718	消耗品費 食糧費 印刷製本費 燃料費 修理費
								12 役務費	550	郵便料 電話料 電話工事 プロバイダー利用料
								13 委託料	996	ホームページ作成委託料 財務会計システム設定委託料
								14 使用料及び賃借料	442	事務室借上料 コピー機使用料 放送受信料
								15 工事請負費	1,400	事務室改修工事
								18 備品購入費	3,400	パソコン等
										1,500

歳出【運営費】

(款) 1 運営費

(項) 2 事務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	負担金	その他				
									事務机等 1,800 その他備品 100	
計	13,421						13,421			

(款) 2 事業費

(項) 1 事業推進費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	負担金	その他				
1 事業推進費	15,049					15,049	8 報償費	13	謝礼	
							9 旅費	580	研修旅費	
							11 需用費	2,316	消耗品費 8 機関誌印刷 2,100 封筒印刷 208	
							12 役務費	1,440	郵便料	
							13 委託料	10,500	将来構想策定等業務委託料 2,000 例規・事務事業調査委託料 3,500 電算システム構築調査委託料 5,000	
							14 使用料及び賃借料	200	バス借上料等	
計	15,049					15,049				

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	負担金	その他				
1 予備費	400					400		400		
計	400					400				